

高知市事前復興まちづくり計画策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年8月15日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市事前復興まちづくり計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南海トラフ地震の発災後、速やかに復興まちづくりに着手することを目的に、高知市事前復興まちづくり計画（以下「事前復興計画」という。）を策定するに当たり、様々な分野における専門的な見地から意見又は助言を得るため、高知市事前復興まちづくり計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 事前復興計画の復興方針に関する事項
- (2) 事前復興計画に係る基本的な考え方及び進め方に関する事項
- (3) その他事前復興計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(オブザーバー)

第7条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するため、専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的な見地から助言又は協力を行うものとする。

(資料提供その他の協力等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、防災対策部防災政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月15日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 委員長が不在であるとき、委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。